

# 代理人による印鑑登録の手順

(注意：書類や手続きに不備がある場合は印鑑登録できません)

## 代理人が来庁する【1回目】

印鑑登録の  
委任状①

を窓口で受け取る。

※亀山市ホームページから「印鑑登録の委任状」をダウンロードして入手することもできます。

★登録する本人が

印鑑登録の  
委任状①

をすべて記入し、登録する印を押印する。

## 代理人が来庁する【2回目】 (印鑑登録の委任状①を亀山市ホームページから入手の場合は初回来庁時)

印鑑登録の  
委任状①

+

登録する  
印鑑

+

代理人の  
印鑑

+

代理人のマイナンバーカード、  
運転免許証等の顔写真  
入り本人確認書類など

+

以前の  
印鑑登録証

を必ず持参

(※廃止届のときは必要)

本人宛てに、亀山市から転送不要・簡易書留で発送

登録する本人の  
住所地に

印鑑登録  
照会文書

と

印鑑登録の  
委任状②

が郵便で届く(2~3日程度)。

★登録する本人が

印鑑登録  
照会文書

と

印鑑登録の  
委任状②

をすべて記入し、登録する印を押す。

## 代理人が来庁する【3回目】 (印鑑登録の委任状①を亀山市ホームページから入手の場合は2回来庁時)

※前回来庁した時から2週間以内に来てください。

印鑑登録  
照会文書

+

印鑑登録の  
委任状②

+

本人の運転免許  
証、健康保険証等、  
本人確認書類

+

代理人のマイナンバーカード、  
運転免許書等の顔写真  
入り本人確認書類など

+

登録手数料  
300円

を必ず持参

印鑑登録手続きの完了・印鑑登録証の交付・印鑑登録証明書の発行可